

貸付事業に係る貸付利率の変更について

平成 29 年 10 月 13 日付けで、総務省自治行政局公務員部福利課から「地方公務員共済組合が行う貸付事業の取扱要領の一部改正」について通知されました。

主な改正内容は、貸付金の財源を被用者年金一元化後の退職等年金給付に係る資金に変更し、退職等年金給付の基準利率^(※1)の区分に応じて貸付利率を定めるものです。

この改正に伴い、平成 30 年 1 月 1 日から貸付利率を次のとおり変更しましたのでお知らせします。

貸付種類	改正後 ^(※2)	改正前
普通、住宅、特別貸付	1.26%	2.66%
住宅貸付（在宅介護住宅）	1.00%	2.40%
災害貸付	0.93%	2.22%

※ 1 退職等年金給付の利子を算定するための率であり、国債の利回りを基礎として毎年 10 月に改定されます。

※ 2 平成 30 年 9 月 30 日までの基準利率に基づく貸付利率であり、基準利率の改定に応じて変動する場合があります。